

経 済 産 業 省

20210308保局第2号

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年3月29日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）及び高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2）中第6条関係及び第49条関係、（3）、（4）中第5条関係22.並びに（11）の改正規定は、令和3年3月29日から施行する。

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<p>一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について</p> <p>制定 20190606保局第3号 令和 元年 6月14日</p> <p>改正 20201102保局第1号 令和 2年11月 4日</p> <p style="padding-left: 2em;">20210201保局第1号 令和 3年 2月22日</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>20210308保局第2号 令和 3年 3月29日</u></p>	<p>一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について</p> <p>制定 20190606保局第3号 令和 元年 6月14日</p> <p>改正 20201102保局第1号 令和 2年11月 4日</p> <p style="padding-left: 2em;">20210201保局第1号 令和 3年 2月22日</p>
別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準	別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準
<p>31. 防消火設備</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設等に設ける防消火設備（特定不活性ガスの製造施設等にあつては消火設備。以下本項において同じ。）は、次の各号の基準によるものとする。</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 防火設備の設置</p> <p>4.1 [略]</p> <p>4.2 4.1にかかわらず、次に掲げる設備は、防火設備を設置することを要しない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(3) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 貯槽</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(5) 液化酸素の加圧蒸発器付低温貯槽（二重殻真空断熱式構造に限る。）に接続する加圧蒸発器及び送ガス蒸発器</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(6)～(8) [略]</u></p> <p>5.・6. [略]</p>	<p>31. 防消火設備</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設等に設ける防消火設備（特定不活性ガスの製造施設等にあつては消火設備。以下本項において同じ。）は、次の各号の基準によるものとする。</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 防火設備の設置</p> <p>4.1 [略]</p> <p>4.2 4.1にかかわらず、次に掲げる設備は、防火設備を設置することを要しない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(3) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) <u>貯槽（コールドエバポレータを含む。）</u></p> <p style="padding-left: 4em;">[新設]</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(5)～(7) [略]</u></p> <p>5.・6. [略]</p>

○コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について 制定 20190606保局第5号 令和 元年 6月14日 改正 20201102保局第1号 令和 2年11月 4日 20210201保局第1号 令和 3年 2月22日 20210308保局第2号 令和 3年 3月29日	コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について 制定 20190606保局第5号 令和 元年 6月14日 改正 20201102保局第1号 令和 2年11月 4日 20210201保局第1号 令和 3年 2月22日
別添 コンビナート等保安規則関係例示基準	別添 コンビナート等保安規則関係例示基準
37. 防消火設備 [略]	37. 防消火設備 [略]
可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設等に設ける防消火設備（特定不活性ガスの製造施設等にあつては消火設備。以下本項において同じ。）は、次の基準によるものとする。	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設等に設ける防消火設備（特定不活性ガスの製造施設等にあつては消火設備。以下本項において同じ。）は、次の基準によるものとする。
1. ～3. [略]	1. ～3. [略]
4. 防火設備の設置	4. 防火設備の設置
4.1・4.2 [略]	4.1・4.2 [略]
4.3 4.1 及び 4.2 の基準にかかわらず、次に掲げる設備は、防火設備（(1)、(2) 及び (3) にあつては、消火栓を除く。）を設置することを要しない。	4.3 4.1 及び 4.2 の基準にかかわらず、次に掲げる設備は、防火設備（イ、ロ及びハにあつては、消火栓を除く。）を設置することを要しない。
<u>(1)～(3) [略]</u>	<u>イ.～ハ. [略]</u>
<u>(4) 貯槽</u>	<u>ニ. 貯槽（コールドエバポレーターを含む。）</u>
<u>(5) 液化酸素の加圧蒸発器付低温貯槽（二重殻真空断熱式構造に限る。）に接続する加圧蒸発器及び送ガス蒸発器</u>	[新設]
<u>(6)～(8) [略]</u>	<u>ホ.～ト. [略]</u>
5.・6. [略]	5.・6. [略]

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。）

改正後	改正前
<p>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</p> <p>制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日</p> <p>改正 20201014保局第1号 令和 2年10月30日</p> <p>20201022保局第1号 令和 2年11月 9日</p> <p>20210201保局第1号 令和 3年 2月22日</p> <p>20210224保局第1号 令和 3年 3月 2日</p> <p><u>20210308保局第2号 令和 3年 3月29日</u></p>	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</p> <p>制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日</p> <p>改正 20201014保局第1号 令和 2年10月30日</p> <p>20201022保局第1号 令和 2年11月 9日</p> <p>20210201保局第1号 令和 3年 2月22日</p> <p>20210224保局第1号 令和 3年 3月 2日</p>
<p>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I. 高圧ガス保安法関係</p> <p>第5条関係（製造の許可等）</p> <p>（1） [略]</p> <p>① [略]</p> <p>② 計算について</p> <p>（イ）・（ロ） [略]</p> <p>（ハ） 処理能力は、理想気体換算とする。<u>（単位 m³/日（Normal））</u></p> <p>（二） [略]</p> <p>（2）～（11） [略]</p> <p>第20条関係（完成検査）</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4）<u>液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。以下この項において同じ。）</u>の移設時に行う完成検査については、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関の特定設備検査員が、次に定める「<u>液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の低温貯槽の移設に伴う性能検査基準</u>」により実施した検査に合格し、移設に係る性能検査合格証の交付を受けている<u>液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の低温貯槽</u>である場合には、その記録の確認をもってその部分に係る完成検査とすることができる。</p> <p><u>液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の低温貯槽の移設に伴う性能検査基準</u></p> <p>1. 適用範囲</p> <p>この基準は、<u>液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。以下この基準において同じ。）</u>を移設する場合であって、次の各号に掲げる要件を満足する<u>低温貯槽及びその内槽と一体になっている配管に係る検査</u>に適用する。</p>	<p>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I. 高圧ガス保安法関係</p> <p>第5条関係（製造の許可等）</p> <p>（1） [略]</p> <p>① [略]</p> <p>② 計算について</p> <p>（イ）・（ロ） [略]</p> <p>（ハ） 処理能力は、理想気体換算とする。<u>（単位 m³/日（Normal））</u> <u>ただし、コールド・エバポレータについては液量によるものとする。</u></p> <p>（二） [略]</p> <p>（2）～（11） [略]</p> <p>第20条関係（完成検査）</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4）<u>コールド・エバポレータ（以下この条において「CE」という。）に係る貯槽の移設時に行う完成検査</u>については、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関の特定設備検査員が、次に定める「<u>CEに係る貯槽の移設に伴う性能検査基準</u>」により実施した検査に合格し、移設に係る性能検査合格証の交付を受けている<u>CEに係る貯槽</u>である場合には、その記録の確認をもってその部分に係る完成検査とすることができる。</p> <p><u>CEに係る貯槽の移設に伴う性能検査基準</u></p> <p>1. 適用範囲</p> <p>この基準は、<u>CEに係る貯槽（二重殻真空断熱式構造を有する超低温貯槽）</u>を移設する場合であって、次の各号に掲げる要件を満足する<u>超低温貯槽及びその内槽と一体になっている配管に係る検査</u>に適用する。</p>

[削る]

(1) 低温貯槽の内槽及び配管に使用されている材料は、オーステナイト系ステンレス鋼又はアルミニウム及びアルミニウム合金とする。

(2) 低温貯槽は昭和39年1月18日以降に製造されたものであって特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、特定設備の完成検査証又は認定試験者試験等成績証明書を有しているもののみとする。この場合、特定設備検査合格証の交付を受けている低温貯槽以外の低温貯槽は、第5条第1項の製造の許可を受け、又は第24条の2の特定高圧ガス消費の届出をした事業所において製造設備又は消費設備として使用されていたものとする。

2. 性能検査方法及び判定基準

区分	検査項目	検査方法	判定基準
低温貯槽	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(5)～(7) [略]

(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

第1項第8号中低温貯槽について

[略]

第1項第9号中貯蔵設備の貯蔵能力について～第1項第18号中処理能力について [略]

第1項第19号中可燃性ガス低温貯槽について

「可燃性ガス低温貯槽」とは、第1項第8号に該当する低温貯槽であって可燃性ガスを貯蔵するものをいう。第6条第1項第21号及び第55条第1項第16号中「可燃性ガス低温貯槽」も同様である。

第1項第21号中容器置場について [略]

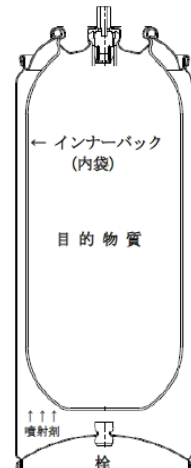
第6条関係

16. 第2項第7号関係

(1) 第7号中「エアゾール」とは、容器に充填された液化ガス（溶剤等と混合したものをいわずガス自身を指す。）又は圧縮ガスの圧力により、その容器又は他の容器に封入されているそのガス以外の目的物質（香料、医薬、殺虫剤等）を噴霧状又は練歯磨状等に排出する機構を有する製品における当該内容をいう。

(2) 第7号中エアゾールの容器内容積の算定は、目的物質と噴射剤が充填されている部分の容器内容積をいう。二重構造の容器により、目的物質と噴射剤が混合されていない場合にあっても、混合されている場合と同様に目的物質及び噴射剤が充填されている部分の合算により容器内容積を算定する。

(3) ハ(ホ)及びヌの「使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器」とは、例えば右



(1) 超低温貯槽に貯蔵する高圧ガスは、液化酸素、液化アルゴン、液化窒素及び液化炭酸ガスとする。

(2) 超低温貯槽の内槽及び配管に使用されている材料は、オーステナイト系ステンレス鋼又はアルミニウム及びアルミニウム合金とする。

(3) 超低温貯槽は昭和39年1月18日以降に製造されたものであって特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、特定設備の完成検査証又は認定試験者試験等成績証明書を有しているもののみとする。この場合、特定設備検査合格証の交付を受けている超低温貯槽以外の超低温貯槽は、第5条第1項の製造の許可を受け、又は第24条の2の特定高圧ガス消費の届出をした事業所において製造設備又は消費設備として使用されていたものとする。

2. 性能検査方法及び判定基準

区分	検査項目	検査方法	判定基準
超低温貯槽	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(5)～(7) [略]

(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

第1項第8号中可燃性ガス低温貯槽について

[略]

第1項第9号中貯蔵設備の貯蔵能力について～第1項第18号中処理能力について [略]

[新設]

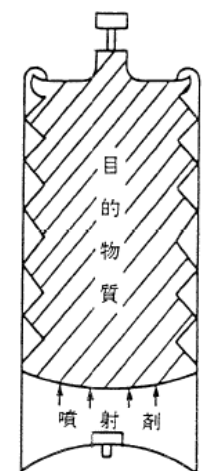
第1項第21号中容器置場について [略]

第6条関係

16. 第2項第7号中「エアゾール」とは、容器に充填された液化ガス（溶剤等と混合したものをいわずガス自身を指す。）又は圧縮ガスの圧力により、その容器又は他の容器に封入されているそのガス以外の目的物質（香料、医薬、殺虫剤等）を噴霧状又は練歯磨状等に排出する機構を有する製品における当該内容をいう。

ハ(ホ)及びヌの「使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器」とは、例えば右の図に示すような構造のものをいい、「容易に排出することができる構造のもの」とは、弁、栓等の機構により「取扱いに必要な注意」に従って消費者が単純な操作を行えばガス突出その他の危険を伴わずに高圧ガスを排出できるものをいう。

なお、当該エアゾールの容器の内容積の算定は、目的物質及び噴射剤が混合されている一般のエアゾールの場合と同様に目的物質及び噴射剤の体積を合算



の図に示すように容器とバルブに取り付けられたインナーバッグ（内袋）、弁、栓などを設けた二重構造の容器であって、インナーバッグに目的物質を充填、容器とインナーバッグの間に噴射剤が充填できる構造のものをいう。

(4) ハ（ホ）中「容易に排出することができる構造」とは、容器に表示されている注意書き等に従って、消費者が単純な操作でガス突出その他の危険を伴わずに高圧ガスを排出できる構造をいう。

(5) 又中「取扱いに必要な注意（使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用后当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。）」とは、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第4条第3号リ及びルに定める事項をいう。

したものとする。

又中「取扱いに必要な注意（使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用后当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。）」とは、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第4条第3号チ、リ及びルに定める事項をいう。

なお、第2項第7号の規定は、エアゾールの製造について特掲された基準であり、エアゾール製造業者はこの号のみ遵守すればよいのではなく、他の号の規定（例えば第1項第1号）も遵守しなければならないことは当然であるから念のため。

第49条関係

[略]

第1項第17号について

(1) [略]

(2) 「監視」とは、具体的には、資格者が同乗し、又は運転手自らが資格者となり、移動中常に状態を把握することをいう。

高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者にあつては、高圧ガス保安協会から次に掲げる高圧ガス移動監視者講習修了証の交付を受け、車両に乗車するときには当該修了証を携帯するものとする。

(表)

高圧ガス移動監視者講習修了証	
写真	修了証番号
	氏名
	生年月日
一般高圧ガス保安規則第49条第1項第17号及び第50条第12号並びに液化石油ガス保安規則第48条第14号及び第49条第8号に基づく講習の課程を修了したことを証明する。	
発行年月日： 年 月 日	
高圧ガス保安協会 印	

[略]

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第6条関係

14. 第2項第3号関係

(1) 第3号中「エアゾール」とは、容器に充填された液化ガス（溶剤等と混合したものをいわずガス

第49条関係

[略]

第1項第17号について

(1) [略]

(2) 「監視」とは、具体的には、資格者が同乗し、又は運転手自らが資格者となり、移動中つねに状態を把握することをいう。

高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの移動についての講習をうけ、当該講習の検定に合格した者にあつては、高圧ガス保安協会から表の高圧ガス移動監視者講習修了証の交付を受け、車両に乗車するときには当該修了証を携帯するものとする。

(表)

高圧ガス移動監視者講習修了証	
↑ 2.5cm ↓ ←2.5cm→	発行番号
	積載区分
	ガス区分
	氏名
	生年月日
一般高圧ガス保安規則 { 第49条第17号 } に基づき本会の講習を修了したことを証明する。	
発行年月日： 年 月 日	
積載区分： 年 月 日	
追加年月日： 年 月 日	
再交付年月日： 年 月 日	
高圧ガス保安協会 印	

(注) 用紙の大きさは、縦6.3cm、横9.1cmとする。

[略]

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第6条関係

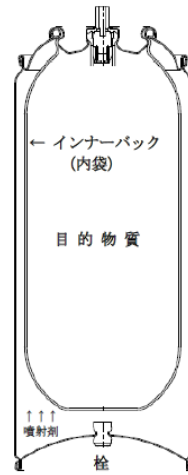
14. 第2項第3号中「エアゾール」とは、容器に充填された液化ガス（溶剤等と混合したものをいわず

ガス自身を指す。）又は圧縮ガスの圧力により、その容器又は他の容器に封入されているそのガス以

自身を指す。)又は圧縮ガスの圧力により、その容器又は他の容器に封入されているそのガス以外の目的物質(香料、医薬、殺虫剤等)を噴霧状又は練歯磨状等に排出する機構を有する製品における当該内容物をいう。

(2) 第3号中エアゾールの容器内容積の算定は、目的物質と噴射剤が充填されている部分の容器内容積をいう。二重構造の容器により、目的物質と噴射剤が混合されていない場合にあっては、混合されている場合と同様に目的物質及び噴射剤が充填されている部分の合算により容器内容積を算定する。

(3) イ(ホ)及びチの「使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器」とは、例えば右の図に示すように容器とバルブに取り付けられたインナーバッグ(内袋)、弁、栓などを設けた二重構造の容器であって、インナーバッグに目的物質を充填、容器とインナーバッグの間に噴射剤が充填できる構造のものをいう。



(4) イ(ホ)の「容易に排出することができる構造」とは、容器に表示されている注意書き等に従って、消費者が単純な操作でガス突出その他の危険を伴わずに高圧ガスを排出できる構造をいう。

(5) チ中「取扱いに必要な注意(使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあっては、使用后当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。)」とは、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年通商産業省告示第139号)第4条第3号リ及びルに定める事項をいう。

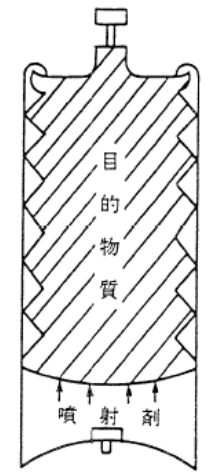
外の目的物質(香料、医薬、殺虫剤等)を噴霧状又は練歯磨状等に排出する機構を有する製品における当該内容物をいう。

イ(ホ)及びチの「使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器」とは、例えば右の図に示すような構造のものをいい、「容易に排出することができる構造のもの」とは、弁、栓等の機構により「取扱いに必要な注意」に従って消費者が単純な操作を行えばガス突出その他の危険を伴わずに高圧ガスを排出できるものをいう。

なお、当該エアゾールの容器の内容積の算定は、目的物質及び噴射剤が混合されている一般のエアゾールの場合と同様に目的物質及び噴射剤の体積を合算したものとす。

チの「取扱いに必要な注意(使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあっては、使用后当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。)」とは、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年通商産業省告示第139号)第4条第3号チ、リ、ルに定める事項をいう。

なお、第2項第3号の規定はエアゾール等の製造について特掲された基準であり、エアゾール等製造業者はこの号のみ遵守すればよいのではなく、他の号の規定(例えば第1項第1号)も遵守しなければならないので念のため。



第48条関係

[略]

第14号について

(1) [略]

(2) 「監視」とは、具体的には、資格者が同乗し、又は運転手自らが資格者となり、移動中常に状態を把握することをいう。

高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者にあっては、高圧ガス保安協会から次に掲げる高圧ガス移動監視者講習修了証の交付を受け、車両に乗車するときには当該修了証を携帯するものとする。

第48条関係

[略]

第14号について

(1) [略]

(2) 「監視」とは、具体的には、資格者が同乗し、又は運転手自らが資格者となり、移動中常に状態を把握することをいう。

高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者にあっては、高圧ガス保安協会から表1の高圧ガス移動監視者講習修了証の交付を受け、車両に乗車するときには当該修了証を携帯するものとする。

(表)

高圧ガス移動監視者講習修了証	
写真	修了証番号
	氏名
	生年月日
一般高圧ガス保安規則第49条第1項第17号及び第50条第12号並びに液化石油ガス保安規則第48条第14号及び第49条第8号に基づく講習の課程を修了したことを証明する。	
発行年月日： 年 月 日	
高圧ガス保安協会 印	

(注) 液化石油ガス以外の移動についての講習にあっては、上記修了証に「ガス区分」欄を追加し、ガスの名称を記載すること。この場合において、上記修了証中「一般高圧ガス保安規則第49条第1項第17号及び第50条第12号並びに液化石油ガス保安規則第48条第14号及び第49条第8号」とあるのは「液化石油ガス保安規則第48条第14号及び第49条第8号」と記載すること。

[略]

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

第1項第9号中低温貯槽について

[略]

第5条関係

4. 第1項第2号中「可燃性ガス低温貯槽」とは、第2条第1項第9号に該当する低温貯槽であって可燃性ガスを貯蔵するものをいう。第34号中「可燃性ガス低温貯槽」も同様である。

「常用の温度」とは、処理設備内のガスの常用の温度が均一でない場合は、当該ガスを均一に混合した状態を想定して算出した平均温度とする。

なお、他規定における「常用の温度」とは異なるので念のため。

「W」は、配管で連結されている処理設備（緊急遮断装置（第1項第27号に規定する緊急遮断装置の性能と同等以上の性能を有するものに限る。）で遮断されている区間がある場合にあっては、当該区間内の処理設備）内の停滞量を合算して得られた停滞量とする。

貯蔵設備についても同様とする。この場合において、緊急遮断装置は、第1項第44号に規定する貯槽の緊急遮断装置の性能と同等以上のものに限るものとする。

なお、配管内の停滞量は、除外して算出する。

2.2. 第2項第4号関係

(表)

高圧ガス移動監視者講習修了証	
2.5cm ↑ ↓ 2.5cm ←2.5cm→ 写真 割印	発行番号
	積載区分
	ガス区分
液化石油ガス保安規則 { 第4条第14号 } に基づき本会の講習を修了したことを証明する。	
年 月 日	
高圧ガス保安協会 印	

(注) 用紙の大きさは、縦6.3cm、横9.1cmとする。

[略]

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

第1項第9号中可燃性ガス低温貯槽について

[略]

第5条関係

4. 第1項第2号中「常用の温度」とは、処理設備内のガスの常用の温度が均一でない場合は、当該ガスを均一に混合した状態を想定して算出した平均温度とする。

なお、他規定における「常用の温度」とは異なるので念のため。

「W」は、配管で連結されている処理設備（緊急遮断装置（第1項第27号に規定する緊急遮断装置の性能と同等以上の性能を有するものに限る。）で遮断されている区間がある場合にあっては、当該区間内の処理設備）内の停滞量を合算して得られた停滞量とする。

貯蔵設備についても同様とする。この場合において、緊急遮断装置は、第1項第44号に規定する貯槽の緊急遮断装置の性能と同等以上のものに限るものとする。

なお、配管内の停滞量は、除外して算出する。

2.2. 第2項第4号中「エアゾール」とは、容器に充填された液化ガス（溶剤等と混合したものをいわず

(1) 第4号中「エアゾール」とは、容器に充填された液化ガス（溶剤等と混合したものをいわずガス自身を指す。）又は圧縮ガスの圧力により、その容器又は他の容器に封入されているそのガス以外の目的物質（香料、医薬、殺虫剤等）を噴霧状又は練歯磨状等に排出する機構を有する製品における当該内容物をいう。

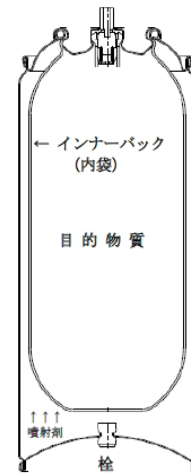
(2) 第4号中エアゾールの容器内容積の算定は、目的物質と噴射剤が充填されている部分の容器内容積をいう。二重構造の容器により、目的物質と噴射剤が混合されていない場合にあっても、混合されている場合と同様に目的物質及び噴射剤が充填されている部分の合算により容器内容積を算定する。

(3) ハ（ホ）及び又の「使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器」とは、例えば右の図に示すように容器とバルブに取り付けられたインナーバッグ（内袋）、

弁、栓などを設けた二重構造の容器であって、インナーバッグに目的物質を充填、容器とインナーバッグの間に噴射剤が充填できる構造のものをいう。

(4) ハ（ホ）中「容易に排出することができる構造」とは、容器に表示されている注意書き等に従って、消費者が単純な操作でガス突出その他の危険を伴わずに高圧ガスを排出できる構造をいう。

(5) 又中「取扱いに必要な注意（使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用后当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。）」とは、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第4条第3号リ及びルに定める事項をいう。



ガス自身を指す。）は圧縮ガスの圧力により、その容器又は他の容器に封入されているそのガス以外の目的物質（香料、医薬、殺虫剤等）を噴霧状又は練歯磨状等に排出する機構を有する製品における当該内容物をいう。

ハ（ホ）及び又の「使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器」とは、例えば右の図に示すような構造のものをいい、「容易に排出することができる構造のもの」とは、弁、栓等の機構により又の「取扱いに必要な注意」に従って消費者が単純な操作を行えばガス突出その他の危険を伴わずに高圧ガスを排出できるものをいう。

なお、当該エアゾールの容器の内容積の算定は、目的物質及び噴射剤が混合されている一般のエアゾールの場合と同様に目的物質及び噴射剤の体積を合算したものとす。

又中「取扱いに必要な注意（使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用后当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。）」とは、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第4条第3号チ、リ及びルに定める事項をいう。

なお、第2項第4号の規定は、エアゾールの製造について特掲された基準であり、エアゾール製造業者はこの号のみ遵守すればよいのではなく、他の号の規定（例えば第1項第1号）も遵守しなければならないことは当然であるから念のため。



(6) 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の運用及び解釈について

第13条関係

(1) 指定の区分について

① 指定完成検査機関の指定の区分は、第1項第1号から第5号までの5つの区分によることとした。
なお、一の者が二以上の区分の完成検査機関としての指定を受けようとすることは当然可能である。

② 第5号に掲げる製造施設は、第3号又は第4号に掲げる製造施設にも含まれるが、特に規定したものである。そのため、第3号又は第4号の区分の指定を受けていれば、当該区分の範囲内で第5号に掲げる製造施設の完成検査を行うことは可能である。

(2)～(4) [略]

第17条関係

(1)・(2) [略]

(6) 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の運用及び解釈について

第13条関係

(1) 指定の区分について

指定完成検査機関の指定の区分は、第1項第1号から第5号までの5つの区分によることとした。
なお、一の者が二以上の区分の完成検査機関としての指定を受けようとすることは当然可能である。

なお、第5号に掲げる高圧ガス設備（いわゆるコールド・エバポレータ）については、第3号及び第4号に掲げる製造施設等にも含まれているが、①指定完成検査機関が一事業所内の一部の製造施設等（例えば第3号の適用を受ける事業所の第5号に掲げる高圧ガス設備）しか完成検査を実施できないとすると、一事業所内に複数の完成検査機関が立ち入ることにもなり、事業所側の対応に混乱が生じること、②一方、指定完成検査機関が、第5号に掲げる高圧ガス設備のみを有する事業所の完成検査を実施することは可能であることを踏まえ、特に規定したもの。

[新設]

(2)～(4) [略]

第17条関係

(1)・(2) [略]

<p>(3) 第1項第5号については、第13条第1項第5号に掲げる製造施設のみを有する事業所に適用するものであり、事業所内に第13条第1項第5号に掲げる製造施設とそれ以外の製造施設を有する場合は、本条第1項第3号又は第4号を適用する。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(3) 第1項第5号については、第13条第1項第5号に掲げる高圧ガス設備（いわゆるコールド・エバポレータ）のみを有する事業所に適用するものであり、第13条第1項第3号又は同項第4号に掲げる製造施設等の一部としてコールド・エバポレータを有する事業所については、本条第1項第3号又は第4号を適用する。</p> <p>(4) [略]</p>
<p><u>(10) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について</u></p> <p>第13条関係 [略]</p> <p>第14条関係</p> <p><u>表中イの冷凍設備又はハの液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素若しくは液化酸素の低温貯槽を有する定置式製造設備に設置されているトの安全弁、リの圧力計又はヌの温度計は、イ又はハの検査周期を適用する。</u></p> <p>第16条関係 [略]</p>	<p><u>(10) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について</u></p> <p>第13条関係 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>第16条関係 [略]</p>
<p><u>(11) 高圧ガス保安法施行令関係告示の運用及び解釈について</u></p> <p>第4条関係</p> <p><u>(1) 第2号及び第3号に掲げる基準に適合しているか否かの確認は、JIS S 3301エアゾール等製品の試験方法によることができる。</u></p> <p><u>(2) 第2号ルに掲げる事項並びに第3号チ表及びリ表に掲げる表示すべき事項の表示方法は、「エアゾール等製品の表示自主基準」（一般社団法人日本エアゾール協会、令和2年12月18日制定）によることができる。</u></p> <p>第4条の2関係 [略]</p>	<p><u>(11) 高圧ガス保安法施行令関係告示の運用及び解釈について</u></p> <p>[新設]</p> <p>第4条の2関係 [略]</p>